

屋久島世界遺産地域管理計画の実施状況について

屋久島世界遺産地域管理計画の実施状況については、平成24年10月に改訂した「屋久島世界遺産地域管理計画6－(1)計画の実施」(以下抜粋)に基づき科学委員会で、報告するのもである。

『 6. 計画の実施その他の事項

(1) 計画の実施

遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、今後、関係行政機関、関係団体等のそれぞれの役割について、さらに検討を深めるとともに関係行政機関は、関係団体等との緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、科学委員会から科学的な立場からの助言を得るものとする。

本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。

(略)

』

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績と平成28年度事業予定

目的:「対策の方向性」と「事業実績」について、今後の事業の進捗状況の把握のために整理・評価するもの。
作業内容:新旧事業を追加・削除。新旧事業を踏まえ評価。
記入要領:①「取組ごとの評価 今後の方針」の欄には、自ら実施している事業にのみ、4段階で取り組み状況・評価を記入。
②「区分としての評価」の欄は、事業実施機関等が、4段階で区分別の取り組み状況・評価を記入。
③評価
1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)
2)継続して対策を行っていくもの
3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの
4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの

Table with 2 columns: 現在実施中・後のもの, 着手及び準備段階のもの, 未実施のもの

※事業別に4段階で評価 ※区分別に4段階で評価 ◎新規事業、★再掲

Main table with columns: 世界遺産地域管理計画, 関係機関, 平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>, 取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点), 区分としての評価 (平成27年度時点), 平成28年度(本年度)事業予定, 備考. Rows include categories like 生態系と自然景観の保全, 植生の垂直分布, 常緑広葉樹林, 天然スギ林.

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)	区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	鹿児島市						その他の団体 (協議会)
8	工) 登山道等の植生				<p><H10~20:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(植生回復措置)」 ・縄文杉周辺の土壌流失・浸食及び植生の後退を防止するため、土壌改良工、丸太筋工等による植生回復、シカネット設置による食害防止対策を実施(H10~20)。 ・永田岳登山道周辺の植生が後退しているため、丸太柵工、木製階段工等による植生回復を実施(H16~)。 <H20~:森林管理局> ・「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」 ・縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び整備を実施、並びに縄文杉デッキの耐久性等調査、縄文杉展望デッキの基礎(支柱等)補強工事、工事資材の回収、翁杉説明板の作成。 <H23:森林管理局> ・縄文杉周辺植生調査の実施。 <H24:森林管理局> ・モニタリング調査の一環で縄文杉の経過観察、樹勢調査を実施、その中で縄文杉の大枝腐朽を発見。 安全確保緊急対策として、地元検討会を開催した上で、北側デッキの閉鎖とケーシング措置を実施。 <H25・26・27:森林管理局> ・縄文杉大枝腐朽に掛かるケーシング及びアンカー措置、精密腐朽診断を実施。 ・縄文杉大枝腐朽に掛かるケーシング及びアンカーの点検・手直しを実施。 ・縄文杉北側デッキの解体撤去を実施。 ・縄文杉南側デッキの一部解体撤去を実施。 <H6.7:森林管理局> ・「重要自然維持地域保安林整備事業」等 ・紀元杉、弥生杉、仏陀杉の根を保護するために木製デッキを設置(H6)。 ・縄文杉の根を保護し樹勢を回復するために木製デッキを設置(H7)。 <H16.17:森林管理局> ・「国土・景観形成推進事業」 ・高塚小屋周辺の植生回復のために木柵工、編柵工、木製デッキ等を設置。 <H16.20:森林管理局> ・「森林環境整備推進事業」等 ・弥生杉周辺のデッキの補修工事を実施。</p>	世界遺産地域内の植生回復のため、継続実施		<p><森林管理局> ・縄文杉大枝腐朽に掛かるケーシング及びアンカーの点検・手直し。 ・縄文杉南側デッキの解体撤去。 ・縄文杉南側デッキ撤去跡地の植生回復(シカネット及びシート敷設)。 <屋久島世界遺産地域連絡会議(幹事会)> ・縄文杉周辺整備の検討、山岳部の利用のあり方検討会の中で検討。</p>		
					<p><H20:地域連絡会議> ・「世界遺産地域巡視マニュアル作成」 ・関係機関で共通の巡視方法及び報告様式等を整備 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)による18ルート(箇所)の年間を通した巡視・点検</p>	巡視マニュアルの作成を完了し、それに基づき巡視等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><森林管理局、地方環境事務所> ・「世界遺産地域巡視マニュアルに基づく巡視」:平成20年度に策定した巡視マニュアルに基づいて、引き続き巡視体制を強化する。★ <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視を年間を通した間断無い巡視スケジュールとし、巡視ルート18ルート・箇所の巡視・点検)</p>	
					<p><H15~:鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物植物推進事業」 ・希少野生動物植物推進員を設置し、希少野生動物植物の保護対策を実施。</p>	屋久島駐在員6人を配置し事業を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物植物推進事業」:希少野生動物植物推進員を設置し、希少野生動物植物の保護対策を実施する。</p>	
					<p><H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。</p>	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
1	オ) 固有種・希少種				<p><環境事務所、森林管理局、鹿児島県、屋久島市> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 <H17~:環境事務所> ・アクティブレインジャーの配置による巡視の強化。 <H23~:森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)による18ルート(箇所)の年間を通した巡視・点検。</p>	登山シーズンを中心に、他機関と連絡調整を行ないながら実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><地方環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 <地方環境事務所、森林管理局> ・アクティブレインジャー、森林保護員(通称「グリーン・サポート・スタッフ」)によるパトロールを実施。 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視ルートを18ルート・箇所とし、年間を通して植生及び、植生保護柵を巡視・点検★</p>	再掲
					<p><H22:屋久島市> ・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」 ・屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。</p>	施設整備は終了し、維持・運営を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><屋久島市> ・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」:屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。</p>	
					<p><H15~:鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物植物保護対策事業」 ・種の指定、普及啓発、希少野生動物植物保護推進員の設置等による希少野生動物植物の保護対策を実施。</p>	屋久島駐在員6人を配置し事業を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物植物保護対策事業」:種の指定、普及啓発、希少野生動物植物保護推進員の設置等による希少野生動物植物の保護対策を実施。</p>	
					<p><H22:鹿児島県教育委員会文化財課> ・「文化財保護指導委員設置」 ・文化財保護指導委員を設置し、国・県指定文化財等の巡視、保護に関する指導及び助言、文化財保護思想の普及啓発等を実施。</p>	指導員による巡視等を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><鹿児島県教育委員会文化財課> ・「文化財保護指導委員設置」:文化財保護指導委員を設置し、国・県指定文化財等の巡視、保護に関する指導及び助言、文化財保護思想の普及啓発等を実施。</p>	
					<p><H12~:森林管理局> ・「ヤクタンゴヨウ増殖・復元緊急対策事業」等 ・ヤクタンゴヨウの増殖を図るため、屋久島の自生木を穂木とする接ぎ木苗を養生し、これを利用して採種林及び見本林を造成。植栽木の成長量調査や保育作業をNPOと協力して実施。 <H22.23.24.25:森林管理局> ・森林管理局、ヤクタンゴヨウ保全対策協議会関係者、森林総研(九州支所)、育種センター九州育種場等関係者でヤクタンゴヨウの現状、採種林等の今後の取り扱い等について、検討会を実施(H23)。 ・「屋久島森林生態系保護地域におけるナラ枯れ被害等影響調査」を実施、追跡調査の実施。 ・瀬切川左岸の自生地の保護林への設定準備 <H26.3 瀬切川ヤクタンゴヨウ植物群落保護林設定 <H17~ヤクタンゴヨウ保全対策連絡協議会、森林管理局> ・ヤクタンゴヨウ保全対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策を推進。破砂岳、高平岳の自生地調査を実施。(H24)</p>	試験地の設定、植栽・補植は完了し、保育・管理を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><森林管理局> ・地球環境保全森林管理強化対策(「ヤクタンゴヨウ増殖・復元事業」):ヤクタンゴヨウの採種林及び見本林において、植栽木の生育状況のモニタリング調査や保育作業をNPO等と協力して実施。 ・周辺マツ材に松くい虫が発生した場合等の被害未然防止対策(伐倒駆除処理、樹幹注入)。 <松枯れ保全対策連絡協議会> ・松枯れ保全対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策を推進。</p>	
					<p><H23~24:屋久島生物多様性保全協議会(環境省補助事業)> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 ・屋久島生物多様性保全協議会を設置し、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタンゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置。 <H24~26:屋久島生物多様性保全協議会> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 ・屋久島生物多様性保全協議会が、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタンゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置しモニタリングを実施。</p>	屋久島生物多様性保全協議会としての調査事業を終了し、環境団体での各種調査等の継続を検討	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		再掲
					<p><H21.26:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(生態系モニタリング)」 ・屋久島西部地域に自生するヤクタンゴヨウの分布・生育調査を実施。</p>	固有種・希少種として引き続き調査	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)	区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考				
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	鹿児島市						その他の団体 (協議会)	特記事項		
83	10	(イ) 動物	○					<p><H23.24. 地方環境事務所> ・屋久島全島を対象に草本性の絶滅危惧種について、重要な生育地を把握するとともに、絶滅危惧種の保護管理方針として継続的なモニタリング計画を策定。</p>	引き続き報告対象を広げること検討しつつ調査等を継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><地方環境事務所> ・H23/24年度に実施した希少・固有植物モニタリングの2回目を実施(調査地点:ツルラン等生育地含む47地点)。ヤクシカによる希少・固有植物への影響評価も併せて行う。 ・H28.3月に国内希少野生動物植物種に指定された10種について、生育状況調査、ヤクシカ影響評価、巡視・モニタリング計画検討を実施。</p>	
			○	○	○	○	科学委員会	<p><H23. 科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。</p>	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
			○	○			屋久島環境文化財団 (屋久島生物多様性保全協議会)	<p><H23～24. 屋久島生物多様性保全協議会(環境省補助事業)> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 : 屋久島生物多様性保全協議会を設置し、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置。 <H24～26. 屋久島生物多様性保全協議会> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 : 屋久島生物多様性保全協議会が、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置しモニタリングを実施。</p>	屋久島生物多様性保全協議会としての調査事業を終了し、環境団体での各種調査等の継続を検討	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		再掲
			○	○	○		科学委員会ヤクシカWG	<p><H20. 環境省生物多様性センター(鹿児島県委託)> ・「自然環境保全基礎調査種多様性調査」 : 島内24箇所において糞粒法による生息調査を実施し、ヤクシカの密度分布及び全島頭数を把握。 <H21～. 森林管理局> ・科学委員会にヤクシカWGを設置し、全島的なシカ管理方針を検討。 <H21～森林管理局> ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業」 : 野生鳥獣の生息状況・生息環境調査等を行い、希少種の保護を図りつつ、共存を可能とする地域づくりに総合的に取り組む。 : 205プロジェクトの実施、シカ害保護柵の設置(H22～24)。 <H21～27. 環境事務所> ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方針検討業務」 : 固有の植生を保全するために、ヤクシカの適正管理に向け、追加的な密度調査を実施。 : 適正個体群密度の推定方法の検討。 : 標高別の植生保護柵に加え、花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施。 : ヤクシカの移動範囲移動阻害要因及び移動促進要因の把握、効果的な捕獲方法等の検討を実施。 ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務」: 屋久島国立公園を中心とした保護地域におけるヤクシカの個体数管理のための管理捕獲を計画的に推進することを目的として、過年度業務を踏まえて、生息状況のモニタリング方法について検証と改善を実施し、効果的、効率的なモニタリング方法を決定するとともに、現状の捕獲状況を調査し、効果的な捕獲実施場所や捕獲場所ごとの捕獲方法の調査検討を実施。 <H23. 森林管理局> ・ヤクタネゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施。 <H24. 森林管理局> ・ヤクタネゴヨウ自生地(破沙岳、高平岳)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施。 <H25. 森林管理局> ・ヤクタネゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林設定。 <H23～鹿児島県自然保護課> ・「指定管理鳥獣保護管理適正化事業」 : ヤクシカにかかる第二種特定鳥獣保護管理計画を策定し、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。</p>	ヤクシカの生息密度・頭数・被害状況を概ね把握し、捕獲手法・被害対策等に関する調査、検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><森林管理局> ・科学委員会に設置したヤクシカWGにおいて、全島的なシカ管理方針を検討。 <地方環境事務所> ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務」: 屋久島国立公園を中心とした保護地域におけるヤクシカの個体数管理のための管理捕獲を計画的に推進することを目的として、 ・ヤクシカの生息状況調査(糞塊法105地点、糞粒法15地点) ・西部地域での計画捕獲の手法及び体制検討 ・林道でのSS実施体制構築及び関係機関間連携促進 ・植生保護柵内外調査によるヤクシカ影響調査 ・H27年度のヤクシカ捕獲状況の把握を実施。 <森林管理局> ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業」: ヤクシカが生息する屋久島の地域別生息・被害状況、植生環境調査等を行い、森林の多様性保全、国土保全の観点等から、植生保護・再生、シカ個体数調整方針等を含む共存のための総合的対策を検討し実施。 ・「森林保全再生整備に係る鳥獣の誘引捕獲事業(屋久島地域)」: 森林生態系の保全のための植生の保護・回復、屋久島のシカの順応的管理に資することを目的として、シカの誘引捕獲事業を請負により実施。 <鹿児島県自然保護課> ・「指定管理鳥獣保護管理適正化事業」: 平成23年度に策定したヤクシカにかかる第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。</p>	
○	○	○	○	科学委員会	<p><H23. 科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。</p>	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲			
16	(ア) 高層湿原	○						<p><H13.14. 森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業」 : 花之江河、小花之江河において土砂流入を防止するため、丸太工、階段工を実施。</p>	事業の所期の目的は達成	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		
		○					<p><H18.22.27(5年おき). 森林管理局> ・「保護林整備・保全対策事業」 : 高層湿原の健全性を把握するためのモニタリング調査を実施。</p>		2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲	
		○					<p><H23～25. 環境事務所> ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方針検討業務」 : 花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施。</p>		2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><環境事務所> ・植生保護柵内外調査によるヤクシカ影響調査。</p>		
83				科学委員会	<p><H23. 科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。</p>	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲			
7	(イ) ヤクスギの巨樹・巨木	○	○	○				<p><H17～. 森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(屋久スギ樹勢回復措置)」 : 縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断、樹勢回復措置及び積雪による枝折れ箇所の経過診断を実施(H17～)。 : 著名ヤクスギ(弥生杉)他9本、平成23年度は紀元杉、七本杉、奉行杉、平成24～27年度は、二代大杉、万代杉、川上杉、母子杉、七本杉、三本杉、三代杉)の樹勢診断及び樹勢回復措置を実施及び高塚小屋周辺ヒメジャラ診断と修復措置を実施(H21～23)。 <H22.H23.H24. 森林管理局> ・保護林整備・保全対策事業: 天然スギの分布状況を調査、縄文杉周辺環境調査。 ・「保護林等整備・保全対策事業」大株歩道周辺の植生影響調査。</p>	残りの箇所の診断・治療を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><森林管理局> ・「保護林等整備・保全対策事業」(「ヤクスギ樹勢回復措置」ほか): 縄文杉の樹皮剥離被害箇所の経過観察及び登山道周辺著名ヤクスギ樹勢診断・治療を実施。</p>	再掲
		○	○	○	○	科学委員会	<p><H23. 科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。</p>	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲	
11	工. 外来種や病害虫等への対応	○	○	○				<p><H15～17. 地方環境事務所> ・「屋久島外来生物(タヌキ)対策事業」 : H15・16にタヌキの生息調査を実施した上で、H17・18にタヌキの捕獲を実施。 <H22. 23. 24. 25. 26. 27. 森林管理局> ・「アブラギリ調査」: 屋久島森林生態系保護地域におけるナラ枯れ被害等影響調査業務報告書(ナラ枯れ被害調査とともにアブラギリの基礎調査を実施。成育分布図の作成、種子散布様式の調査実施)加害実態調査、繁殖実態、拡大抑制・利用方針の調査、駆除試験地の設定等を実施。</p>	タヌキについては、平成18年度から屋久島町が有害鳥獣捕獲を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><森林管理局> ・アブラギリの加害実態調査、駆除方法等の総合的対策。 ・外来樹種の国有林内への侵入状況調査。</p>	

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)	区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					
	○	○	○	○	ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会 <H16～森林総研、森林管理局(協力)> ・ナラ枯れ被害調査 <H0～ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会> ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)		2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	・ナラ枯れ被害追跡調査の実施 <H16～森林総研、森林管理局(協力)> ・ナラ枯れ被害調査 <松枯れ対策連絡協議会の開催> ・松枯れ対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)
83	○	○	○	○	科学委員会 <H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	
86	(2) 自然の適正な利用								
18	○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) (屋久島町エコツーリズム推進協議会) <H17:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務」 :現状と課題を整理した上で、利用制限やマイカー規制の導入等山岳地域の利用適正化の方針の検討を実施。 <屋久島町> ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討。 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	H17屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討。
45	○	○	○	○	地域連絡会議幹事会における検討の場 <H24～:地域連絡会議幹事会> ・山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもなお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議。	山岳部の利用のあり方は、遺産地域の管理に密接に関連するため、遺産地域の管理者である関係行政機関が主体となって検討を進める。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・地域連絡会議幹事会において、検討の進め方を議論し、可能な限り地域住民・団体の意見や提案を取り入れる施策決定プロセスを導入しながら検討会を実施。
19	○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) (屋久島町エコツーリズム推進協議会) <H22～:屋久島町> ・立入制限の実施に伴う事前予約制度を地域関係団体等から選出された委員と検討。 <H23:屋久島町> ・立入制限の基礎となる条例案を町議会上に上程、結果は否決。 <H25～H27:屋久島町> ・屋久島ガイド登録認定制度検討部会においてガイド制度を検討。 <H27:屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進協議会において認定ガイド認定制度実施要綱を制定。 ・屋久島公認ガイド利用推進条例の制定。 <H21～22:地方環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	<屋久島町> 平成28年度から3年間には認定制度の移行期間であり、本運用に向け必要な屋久島試験の準備のほか、制度の広報に取り組む。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討 ・認定ガイドの認定要件である屋久島試験の実施に向けた屋久島テキストの検討。
21	○	○	○	○	(屋久島山岳部車両運行対策協議会) <H21～:屋久島町> ・「屋久島山岳部車両運行対策協議会」 :3月1日～11月30日の期間(H21は、GW期間及び夏期～秋期)の車両規制を実施。	平成22年度から車両規制期間の通年化実施。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・「屋久島山岳部車両運行対策協議会」:3月～11月の車両規制を実施。
22			○	○	(屋久島山岳部車両運行対策協議会) <H20:鹿児島県観光課> ・「魅力ある観光地づくり事業」 :屋久杉自然館前にマイカー規制用の駐車場、トイレ整備(管理は町)。	駐車場等の整備が完了	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決した)		
66	○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) <H20～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 :屋久島山岳部保全基金の周知・広報及び改善等の検討。	保全基金に係る広報のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」:山岳部の利用上の課題、屋久島山岳部保全基金の改善、新たな協力金制度の導入に向けた検討を行う。
83	○	○	○	○	科学委員会 <H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	
	○	○	○	○	<H21～:環境事務所> ・「登山者カウンターによる利用動向の把握」 :大株歩道、楠川分かれ、淀川口、高塚小屋～新高塚小屋、モツチョム登山口の計5箇所に登山者カウンターを設置(H18～)し、利用動向を把握。その結果を基に、「屋久島縦文杉快適登山日カレンダー」を作成。 ・6つの避難小屋で宿泊利用状況調査(ノート設置)を実施。(H27-) <H26-27:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産地域における利用の適正化に向けた検討及び利用に関するモニタリング実施業務」 :屋久島の世界遺産区域を中心とした保護地域における利用の適正化を図るためのモニタリング計画の策定、実施、管理方法の検討。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討する。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「登山者カウンターによる利用動向の把握」:登山者カウンターを増設(5箇所→9箇所:小杉谷、淀川口、高塚一新高塚、モツチョム口、永田歩道、花山歩道、尾之間歩道、太忠岳線)し、登山者の利用動向を把握する。また、避難小屋6箇所に宿泊利用状況調査(ノート設置)を継続。 ・「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討業務」:有識者を含む検討会を開催し、山岳部の利用に関するビジョン、利用に関するゾーニングに基づく利用者管理、施設の整備・維持管理、情報提供方策等を検討。
20	○	○	○	○	屋久島町 (屋久島町エコツーリズム推進協議会) <H15～17:環境事務所> ・「エコツーリズム推進モデル事業」等 :エコツーリズム推進協議会を設置し、ガイド登録・認定制度の設立、西部地域の利用のあり方、里のエコツーリズムの推進等を検討。 <屋久島町> ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討。 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	利用調整制度を盛り込んだ全体構想の認定申請作業の中断。	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討。
45	○	○	○	○	地域連絡会議幹事会における検討の場 <H24～:地域連絡会議幹事会> ・山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもなお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議。	山岳部の利用のあり方は、遺産地域の管理に密接に関連するため、遺産地域の管理者である関係行政機関が主体となって検討を進める。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・地域連絡会議幹事会において、検討の進め方を議論し、可能な限り地域住民・団体の意見や提案を取り入れる施策決定プロセスを導入しながら検討会を実施。

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)		区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町		特記事項					
工. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理				○	<p><H10～20: 森林管理局></p> <p>・「世界遺産保全緊急対策事業(植生回復措置)」 : 縄文杉周辺の土壌流失・浸食及び植生の後退を防止するため、土壌改良工、丸太防工等による植生回復、シカネット設置による食害防止対策を実施。 : 永田岳登山道周辺の植生が後退しているため、丸太補工、木製階段工等による植生回復を実施(H16～20)。</p> <p><H5～: 森林管理局></p> <p>・「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」 : ウイルソン株周辺及び蛇之口滝周辺において自然観察路の整備、看板等の設置を実施(H5)。 : 著名屋久杉伝資源保存林、楠川歩道等に標識等を設置(H12)。 : 白谷雲水峡及びヤクスギランドに案内板、看板、樹名板等を設置(H12～21)。 : 縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び整備を実施、並びに縄文杉デッキの耐久性等調査。 : 縄文杉展望デッキの基礎(支柱等)補強工事、工事資材の回収、翁杉説明板の作成(H20～)。 : 縄文杉周辺保護施設(縄文デッキ)の改修に掛かる資材搬出。 : 翁杉説明板設置、小杉谷閉山記念天然スギ円盤屋根付け工事。 : 荒川登山同周辺人工林等整備のための保育間伐、試行、活用法の検討。</p> <p><H19～レク森協議会ほか></p> <p>・自然休養林内の危険木調査及び処理の実施(H23)。 : 白谷雲水峡内において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体(ガイド等)によるボランティア作業。(休憩ベンチ作設)の実施(H23)</p> <p><H23: 森林管理局></p> <p>・縄文杉周辺植生調査の実施。 <H6.7: 森林管理局></p> <p>・「重要自然維持地域保安林整備事業」等。 : 紀元杉、弥生杉、仏陀杉の根を保護するために木製デッキを設置(H6)。 : 縄文杉の根を保護し樹勢を回復するために木製デッキを設置(H7)。</p> <p><H16.17: 森林管理局></p> <p>・「国土・景観形成推進事業」 : 高塚小屋周辺の植生回復のために木構工、編組工、木製デッキ等を設置。</p> <p><H16.20: 森林管理局></p> <p>・「森林環境整備推進事業」等 : 弥生杉周辺のデッキの補修工事を実施。</p> <p><H25: 森林管理局></p> <p>・縄文杉北デッキの撤去。 <H27: 森林管理局></p> <p>・「屋久島自然休養林(白谷地区)」の区域追加指定(H27)</p> <p>・縄文杉南デッキの一部撤去。 <H26・27: 地方環境事務所></p> <p>・「屋久島登山道整備業務」 : 縄文杉周辺の展望デッキ整備(北側デッキ代替)の検討・設計・設置。 : 縄文杉周辺の展望デッキ整備(南側デッキ代替)の検討及び設計。</p>				<p><森林管理局></p> <p>・地域連携推進対策事業(「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」): 縄文杉南デッキの撤去。</p> <p><レク森協議会、森林管理局></p> <p>・両自然休養林で引き続き危険木点検、処理を実施。</p> <p><町、地元協力団体、レク協、森林管理局></p> <p>・白谷雲水峡等レク森において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体、一般応募者により、ボランティア作業を実施。</p> <p><地方環境事務所></p> <p>・縄文杉周辺の展望デッキ整備(南側デッキ代替)等の設計(H27繰越)・設置。</p>	再掲	
					○	<p><～H22: 屋久島町></p> <p>・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」 : 屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。</p>	施設整備は終了し、維持・運営を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><屋久島町></p> <p>・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」: 屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。</p>	再掲
					○	<p><～H21: 屋久島町></p> <p>「屋久島森林鉄道計画」 : 文化的価値の高い森林鉄道を動態保存し、「動く環境教育」として、施設作りを進める構想。</p>		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
					○	<p><H21～27: 環境事務所></p> <p>・「グリーンワーカー事業(携帯トイレ導入試験実施事業)」 : 携帯トイレの普及・広報及び指導活動を実施。 <屋久島山岳部利用対策協議会></p> <p>・携帯トイレ用仮設ブースの設置。 ・携帯トイレ用リーフレットの作成・配布。</p>	山岳トイレに係る現地調査を終了し、結果に基づき詳細設計等を継続<屋久島町> レモンガスからの寄附金を財源に高塚小屋の建て替えを行った。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><地方環境事務所></p> <p>・「グリーンワーカー事業(屋久島地区携帯トイレ導入推進事業)」: 屋久島山岳部での携帯トイレの導入推進に係る広報活動、グループ当たりの携帯トイレ携行率把握に加えて、携帯トイレ使用率の把握を実施。</p> <p><屋久島山岳部利用対策協議会></p> <p>・携帯トイレ用リーフレットの作成・配布</p>	
					○	<p><H20～: 屋久島町(屋久島山岳部利用対策協議会)></p> <p>・「屋久島山岳部保全募金及び山岳部トイレし尿運搬業務」 : 屋久島山岳部利用対策協議会において平成20年度から山岳部のし尿処理対策費用に充てるため、募金の収受を開始。また、し尿処理対策として人力搬出を実施。 ・H27 新たな入山協力金の検討結果を踏まえて、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定した。</p>	引き続きし尿の人力搬出を実施。平成29年3月の運用に向け、協議会の構築、広報を行う。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><屋久島町(屋久島山岳部利用対策協議会)></p> <p>・「屋久島山岳部保全募金及び山岳部トイレし尿運搬業務」: 屋久島山岳部利用対策協議会において平成20年度から山岳部のし尿処理対策費用に充てるため、募金の収受を開始。また、し尿処理対策として人力搬出を実施。 ・平成29年3月から世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金として収納するための環境整備を実施。</p>	
					○	<p><H22～: 環境事務所></p> <p>・登山利用による周辺植生の影響が懸念される稜線の8地点において、植生の荒廃状況を把握するために、植生調査及び写真撮影による定点モニタリングを実施。</p>	調査設計は終了、継続事業として実施	2)継続して対策を行っていくもの		<p><地方環境事務所></p> <p>・登山利用による周辺植生の影響が懸念される稜線の8地点において、植生の荒廃状況を把握するために、写真撮影による定点モニタリングや植生調査を実施。</p>	
					○	<p><H18～H21: 環境事務所></p> <p>・「屋久島登山道整備事業」 : 平石岩屋～淀川登山口区間の登山道を石組工法により整備。</p> <p><H22～H27: 環境事務所></p> <p>・「屋久島山岳部トイレ整備事業」 : 屋久島山岳部の自然環境への負荷を軽減するために導入及び新築が決定した携帯トイレブース及び新高塚避難小屋付携帯トイレ整備。</p> <p><H24～27: 環境事務所></p> <p>・「屋久島登山道整備業務」宮之浦縄文杉線歩道並びに視線を対象とした登山道整備、浸食防止措置、橋架け替え、携帯トイレブースの追加整備。(淀川橋、黒味別れ～黒味岳、投石平手前、大王杉(携帯トイレ)) ・永田線(焼野三叉路～鹿ノ沢小屋間)での浸食防止措置等登山道再整備に係る設計(H27)</p> <p><H22: 環境事務所></p> <p>・「淀川護岸工事」 : 歩道の安全利用を目的として、近自然的な護岸工事(ラップストーン工法)を実施。</p> <p><H20～27: 環境事務所></p> <p>・「屋久島地域登山道巡視等委託業務」 : 直轄整備区間である平石岩屋～投石岩屋間の巡視及び焼野三叉路周辺のササ払いを実施。 ・永田線(焼野三叉路～鹿ノ沢小屋間)での浸食防止措置等登山道再整備に係る設計(H27)</p>	淀川小屋～淀川登山口区間は整備完了。宮之浦縄文杉線歩道並びに支線の設計。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><地方環境事務所></p> <p>・「屋久島登山道整備業務」 : 永田線(焼野三叉路～鹿ノ沢小屋間)の浸食防止措置等再整備の設計。※H27繰越 : 淀川登山口休憩所(情報提供・ゲート機能)の設計。 ・「屋久島地区登山道巡視等委託業務」: 直轄整備区間である平石岩屋～淀川登山口までの巡視及び簡易な補修、ササ刈り等を実施。</p>	
					○	<p><H5～H23、H26～: 環境事務所></p> <p>・「グリーンワーカー事業(屋久島登山道補修事業)」等 : 土壌浸食等により破損、崩壊が見られる登山道において、利用者の安全を図るため、簡易な補修等を実施。</p> <p><H21～: 環境事務所></p> <p>・「グリーンワーカー事業(屋久島主要登山道補修事業)」 : 宮之浦縄文杉線道路(歩道)の崩落事故を受けた迂回路の設置。</p>	利用されている登山道の安全維持のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<p><地方環境事務所></p> <p>・「グリーンワーカー事業(屋久島登山道補修事業)」: 土壌浸食等により破損、崩壊が見られる登山道において、利用者の安全を図るため、簡易な補修を実施。</p>	

世界遺産地域管理計画	関係機関				その他の団体 (協議会)	平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)		区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町			特記事項				
59	○	○	○			<H19～20:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産保全利用検討調査業務」 : 自然環境のモニタリング及び施設管理を目的として、登山道周囲360°の撮影を実施し、任意の場所を映像で確認することができる「アタイプリンクビジョン」システムを構築。	調査は終了し、その結果を今後の施設管理等に活用	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		
61	○	○	○	○		<～H27:鹿児島県観光課> ・「観光施設管理事業」 : 登山歩道、避難小屋、トイレの維持管理(町に委託)。	既設トイレの維持管理を継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県観光課> ・「観光施設管理事業」: 登山歩道、避難小屋、トイレの維持管理(町に委託)。	
62	○	○	○			<～H22:鹿児島県観光課> ・「自然公園等整備事業」 : 小杉谷～大株歩道入口の軌道、登山道改修。	鉄橋架け替えを実施済	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		
64	○					<H23:環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」 : 霧島屋久国立公園屋久島地域(口永良部含む)における整備/利用状況及び補正への影響を把握し、関係機関と課題を共有し有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における中期整備計画を策定。	平成22年度に施設整備計画を策定 平成23年度に国立公園計画点検を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの		
65	○					<H11～17:環境事務所> ・「屋久島にふさわしい登山道整備の技術指針・管理の技術指針作成」 : 屋久島の自然環境と調和のとれた登山道整備の技法について指針を検討。	一定の検討は行ったが、課題として、整備実績を踏まえて、今後調整が必要	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		
45	○	○	○	○	地域連絡会議幹事会 における検討の場	<H24～:地域連絡会議幹事会> ・山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもなお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議。	山岳部の利用のあり方は、遺産地域の管理に密接に関連するため、遺産地域の管理者である関係行政機関が主体となって検討を進める。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・地域連絡会議幹事会において、検討の進め方を議論し、可能な限り地域住民・団体の意見や提案を取り入れる施策決定プロセスを導入しながら検討会を実施。	再掲
18	○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H17:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務」 : 現状と課題を整理した上で、利用制限やマイカー規制の導入等山岳地域の利用適正化の方針の検討を実施。 <H22～:屋久島町> ・立入制限の実施に伴う事前予約制度を地域関係団体等から選出された委員と検討。 <H23:屋久島町> ・立入制限の基礎となる条例案を町議会に上程、結果は否決。 <屋久島町> <H25～H27:屋久島町> ・屋久島ガイド登録認定制度検討部会においてガイド制度を検討。 <H27:屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進協議会において認定ガイド認定制度実施要綱を制定。 ・屋久島公認ガイド利用推進条例の制定。 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 : 世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	<環境事務所> H17屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務 <屋久島町> 平成28年度から3年間間は認定制度の移行期間であり、本運用に向け必要な屋久島試験の準備のほか、制度の広報に取り組む。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定の検討。 ・認定ガイドの認定要件である屋久島学試験の実施に向けた屋久島学テキストの検討。 <森林管理局> ・縄文杉大枝腐朽に掛かるケーブリング及びアンカーの点検・手直しを実施。 <屋久島世界遺産地域連絡会議(幹事会)> ・縄文杉周辺整備の検討、山岳部の利用のあり方検討会の中で検討。★	再掲
20	○				屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H15～17:環境事務所> ・「エコツーリズム推進モデル事業」等 : エコツーリズム推進協議会を設置し、ガイド登録・認定制度の設立、西部地域の利用のあり方、里のエコツーリズムの推進等を検討。 <H21～:屋久島町> ・「エコツーリズム推進事業」 : 現行のガイド登録・認定制度のうち、確立している登録制度の拡充と認定制度の確立を検討。(平成16年9月に設置した屋久島地区エコツーリズム推進協議会は平成21年8月からエコツーリズム推進法による協議会へ移行。)	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		
27	○				屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H9～:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 : エコツアーガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」: エコツアーガイドの育成、資質向上のための講習会等を実施する。	
28	○	○	○	○	(屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<～H20:環境事務所> ・「屋久島地区エコツーリズム普及促進業務」 : 屋久島におけるエコツーリズムの取り組みを紹介するためのパンフレット及びポスター等を作成。 <H14～:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ」の制作 : 屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを制作・改訂し、交通機関等において放映。 <H26:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」: 「屋久島国立公園」への反映及び放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信を実施。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを交通機関等において放映。	
87	○	○	○	○	地域連絡会議 科学委員会	<H21～:地域連絡会議、科学委員会> ・科学委員会を設置し、遺産地域管理計画の見直し、継続的に実施すべきと考えられるモニタリング項目と現在までの実施状況について議論。	科学委員会の議論を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地域連絡会議> ◎科学委員会において、今後約10年間に遺産地域で関係行政機関が継続的に実施すべきモニタリングをまとめたモニタリング計画を策定。	
88	○					<環境事務所> ・屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う。				<環境事務所> ・屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う。	
89	○					<森林管理局> ・屋久島森林管理署本署及び屋久島森林生態系保全センターにおいて、屋久島森林生態系保護地域等の国有林野の保全・管理を行う。					
90					鹿児島県教育委員会	<鹿児島県教育委員会> ・熊毛教育事務所において、文化財保護法に基づく管理を行う。					
91				○		<鹿児島県> ・自然保護課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の県有地の管理を行う。			2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県> ・自然保護課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の県有地の管理を行う。	
92				○		<屋久島町> ・屋久島町において、自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等を行う。 ・世界自然遺産登録地域を構成する町村のネットワーク化について関係の首長と検討。	平成28年度に關係の8町村が連携する組織の発足を合意	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・平成28年6月の小笠原諸島世界自然遺産登録5周年シンポジウムにおいて、「世界自然遺産地域ネットワーク協議会」の発足を発表。	

世界遺産地域管理計画	関係機関					平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)	区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町	その他の団体 (協議会)					
93	(4) 調査研究・モニタリング及び巡視									
14	ア. 基本的な考え方	○	○			(独)森林総合研究所 <H20～25: (独)森林総合研究所> ・「地球環境保全等試験研究費」 ・越境大気汚染物質が西南日本の森林生態系に及ぼす影響の評価と予測に関する調査を実施。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<(独)森林総合研究所> ・「環境省公費一括計上予算」・屋久島地域における越境大気汚染物質等の飛来量および森林生態系に及ぼす影響の調査。 ・天文の森の試験林の調査。	
17			○			<H21～25: 林野庁> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」 ・森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施。 <H7～: 森林管理局> ・「モニタリング調査」 ・島内10箇所に雨量計、3箇所に温度計を設置し、年間を通して雨量・温度調査を実施。	平成24年度までにモニタリングプログラムを開発することを目標	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「モニタリング調査」: 島内に設置している気象観測装置。(10箇所の雨量計、2箇所の温度計)により、年間を通して気象観測を実施。	
29		○	○	○		<H8～: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」 ・環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。 ・2階の研究スペースの研究者等への提供。	センターの管理運営を実施	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」: 環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。2階の研究スペースの研究者等への提供。	
14	イ. 調査研究・モニタリング	○	○			<H20～25: (独)森林総合研究所> ・「地球環境保全等試験研究費」 ・越境大気汚染物質が西南日本の森林生態系に及ぼす影響の評価と予測に関する調査を実施。		2)継続して対策を行っていくもの	<(独)森林総合研究所> ・「環境省公費一括計上予算」・屋久島地域における越境大気汚染物質等の飛来量および森林生態系に及ぼす影響の調査。 ・天文の森の試験林の調査。	再掲
15			○			<H21: 森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(生態系モニタリング)」 ・屋久島西部地域に自生するヤクナゴゴウの分布・生育調査を実施。 ・ヤクナゴゴウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施。(H23) ・同自生地(破沙岳、高平岳)の生息地基礎調査の実施、保護林化及び総合対策検討会(H24)★ ・ヤクナゴゴウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林設定(H25)	固有種・希少種として引き続き調査	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	<森林管理局> ・「保護林等整備・保全対策事業」垂直方向植生モニタリング調査(東部地域)、高塚山下層植生衰退箇所原因調査。	再掲
16			○			<H27: 森林管理局> ・口永良部島新岳の噴火に伴う降灰植生影響調査及び降灰量調査の実施。		2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・口永良部島新岳の噴火に伴う降灰植生影響調査及び降灰量調査の実施(噴火発生時)。	
16			○			<18、22、27(5年おき): 森林管理局> ・「保護林整備・保全対策事業」 ・高層湿原の健全性を把握するためのモニタリング調査を実施。		2)継続して対策を行っていくもの		再掲
67		○	○			<H8～21: 森林管理局、環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域等調査研究推進連絡会議開催」 ・屋久島における調査研究について、島内の有識者等へ報告、意見交換を実施。 <H21: 科学委員会> ・「屋久島世界遺産地域調査研究報告会」を実施。 <H22: 森林管理局> ・「屋久島世界遺産の危機と保全～ヤクシカによる被害の現状と共存を考える～」をテーマに「屋久島森林環境シンポジウム」を開催。 <H23～27: 森林管理局> ・垂直方向植生モニタリング調査において、1調査プロットの面積を拡大。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「保護林等整備・保全対策事業」垂直方向植生モニタリング調査(東部地域)の実施。 ・高塚山の一部分で下層植生が衰退しており、原因特定のため調査を行う。	再掲
68		○	○	○		<H18: 環境事務所> ・「屋久島論文等情報データベース化業務」 ・屋久島の自然環境保全に関する論文等の情報を収集し、データベース化を実施。 <H18～H20: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域における生態系の動態把握と保全管理手法に関する調査」 ・屋久島の生態系の動態等を定量的、継続的に把握するためのシステム構築を目的として、屋久島の自然環境を総合的に把握するための気象、地形地質、植生、動物等の調査を実施。 <H21～22: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 ・屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討。	情報収集及びデータベース化を終了し、この結果を基に屋久島に必要なモニタリング調査を検討。	2)継続して対策を行っていくもの		
70		○	○	○		<H20: 屋久島町> ・「屋久島フィールドワーク講座」 ・研究者と大学生によりフィールドワークの基礎体験講座の開催と10周年シンポジウムの開催。	10年を経過して終了。	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
71		○	○	○		<H20: 環境事務所 他> ・「屋久島世界自然遺産登録15周年記念シンポジウム運営業務」 ・屋久島におけるこれまでの取組、今後の課題についての意見交換。 <H20: 森林管理局 他> ・「シンポジウム開催(世界自然遺産・縄文杉からのメッセージ)」 ・縄文杉の現状と屋久島森林生態系保護地域のモニタリング調査結果や今後の課題についての報告と意見交換。	所期の目的を達成	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
73		○	○	○		<H19～20: 環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産保全利用検討調査業務」 ・自然環境のモニタリング及び施設管理を主目的として、登山道周囲360°の撮影を実施し、任意の場所を映像で確認することができる「アケブリンクビジョン」システムを構築。 <H21～26: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 ・屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討。また、それらの情報公開を行うデータセンターの整備、気象観測データの試験実施。	システムを構築し、今後のモニタリング計画策定等に活用	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの	
74		○	○		屋久島環境文化財団	<H23: 森林管理局> ・「調査研究連携事業」 ・国有林内で学術調査を行った研究機関の報告書ととりまとめ保全センターの年報に公表。	研究機関等との連携促進のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「調査研究連携事業」: 国有林内で学術調査を行った研究機関の報告書ととりまとめ保全センターの年報に公表。	
78			○			<H7～: 森林管理局> ・「大気環境に係る基礎的なデータの観測・収集等」 ・島内10箇所に雨量計、2箇所に温度計を設置し年間を通して気象観測を実施。	各種調査・研究に資するため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「モニタリング調査」: 島内10箇所に雨量計、2箇所に温度計を設置し、年間を通して気象観測を実施★	
79			○			<H21～: 森林管理局> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」 ・森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施。	平成24年度までにモニタリングプログラムを開発することとし、22年度はその基礎調査を実施	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」: 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施。★	
80			○			<H23.3～: 環境事務所> ・西部、東部、新高塚小屋等において、気温、湿度、降水量、地温、土壌水分等の気象データを観測。			<地方環境事務所> ・西部、東部、新高塚小屋等において、気温、湿度、降水量、地温、土壌水分等の気象データを観測。	

世界遺産地域管理計画	関係機関					平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)		区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町	その他の団体 (協賛会)		特記事項				
81					○	<~H18屋久島町> ・「環境現況調査」 :宮之浦川、一湊川、永田川等の水質検査及び工場からの粉塵悪臭調査等を行い郊外の未然防止のための定期監視を実施。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			
82					○	<H22:森林管理局> ・「希少動植物の生息・生育状況調査」 :目撃情報のあるアカヒゲ(1B類:環境省版)について、文献調査、有識者からのヒアリング、生育調査等を実施。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			
83		○	○	○	○	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
1	ウ. 巡視活動	○	○	○	○	<環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」 :職員による巡視を実施。 <H17~:環境事務所> ・アクティブレんジャーの配置による巡視の強化。 <H23~:森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)による18ルート(箇所)の年間を通した巡視・点検。	登山シーズンを中心に、他機関と連絡調整を行なって実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 ・アクティブレんジャー、森林保護員(通称「グリーン・サポート・スタッフ」)によるパトロールを実施。 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の年間を通した間断無い巡視を行うと共に、18ルート・箇所に加え植生保護欄巡視・点検を追加。	再掲
44		○	○	○	○	<H20:地域連絡会議> ・「世界遺産地域巡視マニュアル作成」 :関係機関で共通の巡視方法及び報告様式等を整備。	巡視マニュアルの作成を完了し、それに基づき巡視等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局、地方環境事務所> ・「世界遺産地域巡視マニュアルに基づく巡視」:平成20年度に策定した巡視マニュアルに基づいて、引き続き巡視体制を強化する。★ <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視ルート18ルート・箇所とし、年間を通した加え巡視・点検(植生、マナー指導、植生保護欄等)。★	再掲
47		○	○	○	○	<H18~:森林管理局> ・「松枯れ対策連絡協議会(屋久島支部)」 :森林管理局、町、NPO、環境省、研究者等が協働してヤクタネゴヨウの自生地及び採種林等において保全活動を実施。 ・地域と連携した松くい虫(マツノザイセンチュウ病対策)の実施(協議会開催、巡視活動、啓発普及)	協議会メンバー間の情報交換等の活動を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・地球環境保全森林管理強化対策(「松枯れ対策連絡協議会(屋久島支部)」等):森林管理局、町、NPO、研究者等が協働してヤクタネゴヨウの保全活動を実施。★ <松枯れ対策連絡協議会> ・松枯れ対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)。★	
48		○				<H21~:環境事務所> ・「屋久島パークボランティアの運営」 :主に国立公園内の美化清掃活動を充実するため、地域住民の自発的協力により利用地点の美化清掃活動等を実施。	清掃活動等は継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・「屋久島パークボランティアの運営」:主に国立公園内の美化清掃活動を充実するため、地域住民の自発的協力により利用地点の美化清掃活動等を実施。	
49					○	<S47~:鹿児島県自然保護課> ・「自然保護推進員」 :自然保護推進員を設置し、自然保護思想の普及啓発を実施。	普及啓発のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「自然保護推進員」:自然保護推進員を設置し、自然保護思想の普及啓発を行う。	
50		○	○	○	○	<H15~:鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動植物推進事業」 :希少野生動植物推進員を設置し、希少野生動植物の保護対策を実施。	屋久島駐在員6人を配置し事業を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動植物推進事業」:希少野生動植物推進員を設置し、希少野生動植物の保護対策を実施する。	再掲
30	(5) 地域との連携・協働	○	○	○	○	<H1~:環境事務所、屋久島町、屋久島環境文化財団> ・「自然に親しむ集い」 :自然体験、環境教育を推進するため、地域住民を対象に年4回程度開催。 <H18~26:環境事務所> ・「子どもパークレンジャー」 :レンジャー活動の体験を通して、自然体験、環境教育を推進するため、小学生~中学生を対象として年2回程度開催。	継続事業として実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所、屋久島町、屋久島環境文化財団> ・「自然に親しむ集い」:自然体験、環境教育を推進するため、地域住民を対象に年3回開催。	
32					○	<H8~:鹿児島県自然保護課> ・「屋久島環境文化村構想の推進」 :屋久島の自然・文化の総合的な情報提供を中核施設で実施。	情報提供のため継続して管理運営を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「屋久島環境文化村構想」:屋久島の自然・文化の総合的な情報提供を中核施設で実施する。	
37					○	<~H18:屋久島町> ・原生林体験ウォークラリー屋久島の実施。 <~H19:屋久島町> ・「ふるさと森林教室」 :小学4~6年生を対象に原生林歩道の登山活動を通して、屋久島の野生動植物について理解を深める。	所期の目標を達成したために終了	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
38					○	<H20~:屋久島町> ・「屋久島ツアーマーチ」 :屋久島の自然を歩き、自然愛護思想を高め、観光振興を図るイベントを開催。	環境教育の観点から継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
41	(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発				○	屋久島環境文化財団	屋久島環境学習ネットワーク会議において検討	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの		
24					○	<~H21:屋久島町> ・「屋久島森林鉄道計画」 :文化的価値の高い森林鉄道を動態保存し、「動く環境教育」として、施設作りを進める構想。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		再掲
27		○	○	○	○	<H9~:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 :エコツアーガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」:エコツアーガイドの育成や資質向上のための講習会等を実施する。	再掲
28		○	○	○	○	屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツーリズム推進協議会) (屋久島山岳部利用対策協議会) <~H20:環境事務所> ・「屋久島地区エコツーリズム普及促進業務」 :屋久島におけるエコツーリズムの取り組みを紹介するためのパンフレット及びポスター等を作成。 <H14~:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」 :屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを制作、改訂し、交通機関等において放映。 <H26:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」:「屋久島国立公園」への反映及び放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信を実施。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを交通機関等において放映。	再掲
29		○				<H8~:環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」 :環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。 :2階の研究スペースの研究者等への提供。	センターの管理運営を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地方環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」:環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。2階の研究スペースの研究者等への提供。	再掲

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)		区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町		その他の団体 (協議会)	特記事項			
31	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 (屋久島山岳部利用対策協議会)	<H11～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 : マナーガイドの作成・配布等利用者への啓発・情報提供。	普及啓発のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」: マナーガイドの作成・配布等利用者への啓発・情報提供。
33			○		屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 : 屋久島自然・文化体験セミナー・ふるさとセミナーなど環境学習事業を実施。	環境学習のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」: 屋久島自然・文化体験セミナー・ふるさとセミナーなど環境学習事業を実施する。
34			○		屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 : 民間団体等の環境保全活動への支援山岳部環境保全の啓発活動を実施。	環境活動支援のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」: 民間団体等の環境保全活動への支援山岳部環境保全の啓発活動を実施する。
35			○		屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「交流推進事業」 : 情報誌の発行やホームページネットワークの形成など環境保全のための交流活動を推進。	交流活動のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「交流推進事業」: 「ネットワーク形成」: 情報誌の発行やホームページネットワークの形成など環境保全のための交流活動を推進する。
39				○		<～H22:屋久島町> ・「チャレンジ・ザ・縄文杉」 : 小学5年～中学3年を対象に屋久島の自然を体験するため縄文杉登山を実施。	H22をもって終了	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	
66	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 (屋久島山岳部利用対策協議会)	<H20～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 : 屋久島山岳部保全基金の周知・広報及び改善等の検討。	保全基金に係る広報のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」: 山岳部の利用上の課題、屋久島山岳部保全基金の改善や新たな協力金制度の導入に向けた検討を行う。
69	○	○	○	○		<H9～:森林管理局> ・「普及啓発事業」 : 国有林内の東西南北と中央部の5箇所にそれぞれ標高200m毎にプロットを設置し、5年を周期とする森林生態系モニタリング調査を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H11～)。 : ヤクタンゴヨウの分布調査等を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H11～)。 : 花之江河、小花之江河の高層湿原における植生モニタリング調査等を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H9～)。 <森林管理局> ・屋久島森林生態系保全センターHP全般を見直し、改訂。 ・屋久島の動物(H24)、植物(屋久島の植物図鑑(H23-24))、屋久島の山(H24)、ヤクシカ好き嫌い植物図鑑(H23-24)を作成公表。 ・年報の発刊(H17～) ・手作り植物図鑑(H26)を作成 ・併せて、屋久島のヤクシカによる生態系被害等被害の状況を新たにとりまとめHP公表(H24)。 関連してヤクシカの生態系への被害状況をマスコミ対応(日本農業新聞掲載)。	5年毎に行なう森林生態系モニタリング調査の結果を広く情報提供するため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「普及啓発事業」: 島内外の一般の者、登山者等に対して、過去の屋久島の森林生態系、世界遺産地域、生物多様性等に係る調査報告、各種会議の開催情報、巡視活動等により得られた生息動植物に関する情報等について、年報、広報誌「洋上アルプス」の発刊やHPを通じて情報提供。★ ◎屋久島森林生態系保全センターHPの随時見直し、屋久島の動植物、自然等の情報提供★
75	○	○		○	屋久島環境文化財団	<H21～:屋久島町> ・「東京環境工科専門学校屋久島実習への支援」 : 屋久島の豊かな自然を活用した体験実習を支援。	情報交換等は継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・「東京環境工科専門学校屋久島実習への支援」: 屋久島の豊かな自然を活用した体験実習を支援。
	○	○		○	屋久島環境文化財団	<H15～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 : 屋久島に関わる研究者の講演会(屋久島研究講座)を実施。	情報交換等は継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」: 屋久島に関わる研究者の講演会(屋久島研究講座)を実施する。
76				○	屋久島生物多様性保全協議会	<H25～:屋久島町> ・島民と屋久島に関係する研究者が交流し、研究成果を地域振興に活かす屋久島ソサエティの大会を開催。	鹿児島県の国民文化祭の共催事業として11月に屋久島において、学術成果の地域還元と地域の課題解決を目的とした大会の開催	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島ソサエティの会員募集。屋久島において第3回大会を開催し、縄文杉発見50周年を記念し、ヤクスギと島の暮らしに焦点をあてたテーマセッションを開催する。県立博物館が主催する平成28年度移動博物館事業と連携開催を予定。
13	6. 計画の実施その他の事項					<H21～:森林管理局> ・科学委員会にヤクシカWGを設置し、全島的なシカ管理方針を検討。 <H20:環境省生物多様性センター(鹿児島県委託)> ・「自然環境保全基礎調査種の多様性調査」 : 島内24箇所において糞粒法による生息調査を実施し、ヤクシカの密度分布及び全島頭数を把握。 <H21～H25森林管理局> ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業」 : 野生鳥獣の生息状況・生息環境調査等を行い、希少種の保護を図りつつ、共存を可能とする地域づくりに総合的に取り組む。 : 森林管理署、森林生態系保全センター職員自らシカ捕獲に取り組み一定の成果。研究機関への調査協力(捕獲個体、胃内容物、遺伝子採取用組織の提供等)。 (H26～ 森林管理局) ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備事業(屋久島地域)」 : 屋久島における健全な森林生態系の維持・回復を図るため、森林の生物多様性の保全や国土の保全等の観点から、ヤクシカの生息、移動状況、被害状況等を把握し、植生の保護・再生方針、ヤクシカの個体数管理方針を含むヤクシカに関する総合的対策を検討・実施する。 : (H27～森林管理局) 誘引餌となる嗜好種の効率的増殖の検討。 <H21～27:環境事務所> ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方針策定業務」 : 固有の植生を保全するために、ヤクシカの適正管理に向け、追加的な密度調査を実施。 : 適正個体群密度の推定方法の検討。 : 標高別の植生保護柵に加え、花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施。 : ヤクシカの移動範囲移動阻害要因及び移動促進要因の把握、効果的な捕獲方法等の検討を実施。 ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務」: 屋久島国立公園を中心とした保護地域におけるヤクシカの個体数管理のための管理捕獲を計画的に推進することを目的として、過年度業務を踏まえて、生息状況のモニタリング方法について検証と改善を実施し、酷角的、効率的なモニタリング方法を決定するとともに、現状の捕獲状況を調査し、効果的な捕獲実施場所や捕獲場所ごとの捕獲方法の調査検討の実施。 <H23～26:森林管理局> ・保護林化のためのヤクタンゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施。 ・平成26年3月保護林設定 <H24:森林管理局> ・ヤクタンゴヨウ自生地(破沙岳、高平岳)の生息地基礎調査及び有識者検討会の実施。 <H23～鹿児島県自然保護課> ・「指定管理鳥獣保護管理適正化事業」 : ヤクシカにかかる第二種特定鳥獣管理計画を策定し、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。	ヤクシカの生息密度・頭数・被害状況を概ね把握し、捕獲手法・被害対策等に関する調査、検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・科学委員会に設置したヤクシカWGにおいて、全島的なシカ管理方針を検討。 ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業」: ヤクシカが生息する屋久島の地域別生息・被害状況、植生環境調査等を行い、森林の多様性保全、国土保全の観点等から、植生保護・再生、シカ個体数調整方針等を含む共存のための総合的対策を検討し実施。 ・「森林保全再生整備に係る鳥獣の誘引捕獲事業(屋久島地域)」: 森林生態系の保全のための植生の保護・回復、屋久島のシカの順応的管理に資することを目的として、シカの誘引捕獲事業を順次により実施。 <地方環境事務所> ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務」: 屋久島国立公園を中心とした保護地域におけるヤクシカの個体数管理のための管理捕獲を計画的に推進することを目的として、 ・ヤクシカの生息状況調査(糞塊法105地点、糞粒法15地点) ・西部地域での計画捕獲の手法及び体制検討 ・林道でのSS実施体制構築及び関係機関理解促進 ・植生保護柵内外調査によるヤクシカ影響調査 ・H27年度のヤクシカ捕獲状況の把握を実施。 <鹿児島県自然保護課> ・「指定管理鳥獣保護管理適正化事業」: 平成23年度に策定したヤクシカにかかる第二種特定鳥獣管理計画に基づき、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。
64	○					<H23:環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」 : 霧島屋久国立公園屋久島地域(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握し、関係機関と課題を共有し有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における中期整備計画を策定。	平成22年度に施設整備計画を策定 平成23年度に国立公園計画点検を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの	

前管理計画からの継続 No.	世界遺産地域管理計画	関係機関					平成27年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成27年度時点)		区分としての 評価 (平成27年度時点)	平成28年度(本年度)事業予定	備考
		環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町	その他の団体 (協議会)		特記事項				
65		○					<H11~17:環境事務所> ・「屋久島にふさわしい登山道整備の技術指針・管理の技術指針作成」:屋久島の自然環境と調和の取れた登山道整備の技法について指針を検討。	一定の検討は行ったが、課題として、整備実績を踏まえて、今後調整が必要	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
83		○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げることも検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
				○		屋久島生物多様性保全協議会	<H25~:屋久島町> ・屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとしての拡張申請するためにゾーニング、管理体制等を検討し、平成27年度に国内推薦を受け、平成28年3月19日に第28回ユネスコMAB計画国際調整理事会において登録が決定がされた。	拡張登録のための申請書作成及び関係者との調整を行った。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの機能を維持発展させるための管理計画の策定と推進事業の検討を行う。	
				○		屋久島生物多様性保全協議会	<H26:屋久島町> ・第2回国際照葉樹林サミットin屋久島を開催し、照葉樹林の保護と保全の地域意識の醸成を図るとともに、ユネスコエコパークの着手について表明した。6月6日~8日		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		